

8月1日から新しい保険証に切り替わります

国民健康保険

◆郵送について

新しい被保険者証（兼高齢受給者証）を7月末までに郵送します。

新しい被保険者証（えんじ色）



◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

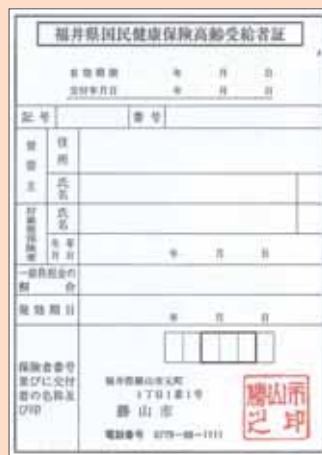
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、更新が必要で、忘れずに申請してください。市・県民税非課税世帯の方と70歳以上75歳未満の現役並み所得（課税所得145～689万円）の方は、認定証が必要となりますので、医療費が高額になる可能性のある方は、お早めに申請をお願いします。申請開始日▼7月26日（金）

◆70歳～74歳のかたへ

これまで、「被保険者証」とは別に「高齢受給者証」も送付していましたが、8月からは、被保険者証と高齢受給者証が一体となり、「被保険者証兼高齢受給者証」と印字されます。

【これまで】

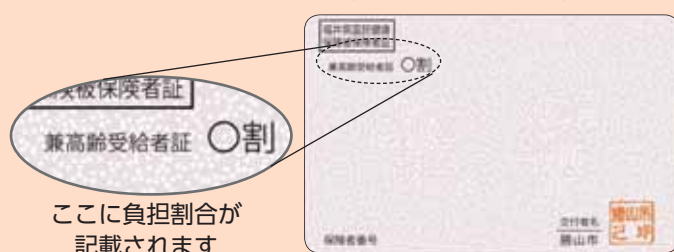
高齢受給者証



被保険者証



被保険者証兼高齢受給者証



【8月から】

ここに負担割合が記載されます

◆他の健康保険に加入された方へ

就職などにより、他の健康保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要で、届出をしないと、保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

◆修学などにより住民票が勝山市にない方へ

修学などにより勝山市外にお住いの方で、保険証が必要な方は、市民・環境・税務課でお手続きください。申請期限▼7月19日（金）まで申請に必要なもの▼在学証明書または入所証明書

【卒業または退学された場合】

右記のお届けをされた方が卒業または退学された場合は、資格喪失の申請が必要です。申請が遅れるとその間の医療費を返還いただくことがありますので、速やかにお届けをお願いします。

市民・環境・税務課（市役所1階）

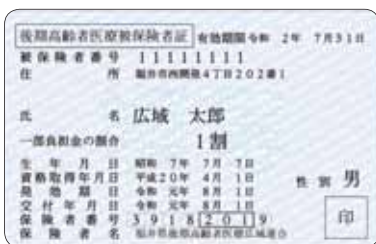
☎88・8102

後期高齢者医療保険

◆郵送について

新しい保険者証は、7月末までに福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

新しい保険者証（青色）
※カード型に変更



◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

この認定証を病院の窓口で提示いただくと、窓口でのお支払い額が自己負担限度額までとなります。市・県民税非課税世帯の方、現役並み所得の方（課税所得145～689万円）および同一世帯の方も認定証が必要となります。一度申請すれば、市・県民税非課税世帯および現役並み所得者である限り、自動更新となります。

◆保険料について

令和元年度の保険料は、7月中に郵送される「保険料額決定通知書」をご覧ください。

今年75歳になる方には、誕生月の2か月後に送付します。

◆保険料の支払い方法について

加入当初は納付書でのお支払いになります。一定期間経過後、原則年金からのお支払い（天引き）となりますが、口座振替に変更することもできます。

◆国民健康保険から切り替えた方へ

保険制度が変更となるため、保険料の口座振替を希望する方は、改めて金融機関などで口座振替登録手続きが必要です。

◆ジェネリック医薬品希望カードについて

保険証に同封して送付します。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師に相談してください。

市民・環境・税務課（市役所1階）

☎88・8102

年金

ど存知ですか?ちょっとお得な年金制度

「前納制度」で保険料が割引に！

令和元年度の国民年金保険料は、月額1万6,410円です。まとめて前払い（前納）することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例) 令和元年10月から令和2年3月までの6か月分の保険料 定額▶9万8,460円
前納した場合▶下記表の通り

	納付書で前納	口座振替で前納
納付額	9万7,660円	9万7,340円
割引額	800円	1,120円
期限	10月31日(木) (納付期限)	8月30日(金) (申請期限)

口座振替の申請方法▶

口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印（通帳の届出印）し、市民・環境・税務課または年金事務所、金融機関にご提出ください。

市民・環境・税務課（市役所1階） ☎88-8102

「付加年金」で受給額を増やせます！

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢年金に付加年金が加算されます（任意加入）。
受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数です。

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年（120月）=4万8,000円
受給額（年額）	200円×10年（120月）=2万4,000円

保険料は10年で4万8,000円ですが、受給額は1年で2万4,000円となりますので、年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料額に達し、それ以降はプラスになります。

年金加入記録の確認ができます！

これまでの年金の加入記録などが確認できる、「ねんきんネット」をご利用ください。

福井年金事務所 ☎0776-23-4516